

広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

## 広島県規則第二十二号

### 広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

県営別所住宅	広島市安佐南区八木六丁目
県営東山住宅	広島市安佐北区可部東一丁目

県営別所住宅	広島市安佐南区八木六丁目
県営平成ヶ浜住宅	広島市安佐北区可部東一丁目

別表第二号の表中

県営平成ヶ浜住宅駐車場	広島市西区福島町二二丁目
県営福島西住宅駐車場	に、
県営福島住宅駐車場	を
県営平成ヶ浜住宅駐車場	に改める。
県営平成ヶ浜住宅	を

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中

「県営平成ヶ浜住宅」

に改める部分

及び別表第一号の表の改正規定中

は平成二十年四月一日から、別表第一号の表の改正規定中

## 県営平成ヶ浜住宅駐車場

県営平成ヶ浜住宅駐車場

県営福島西住宅駐車場

県営福島西住宅駐車場

は平成二十年六月一日から施行する。

を  
に改める部分